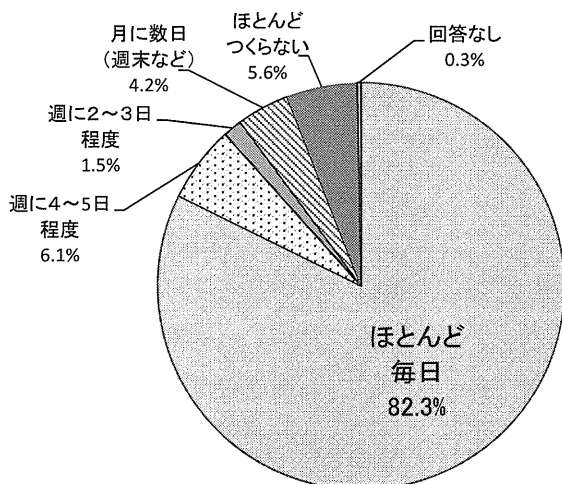


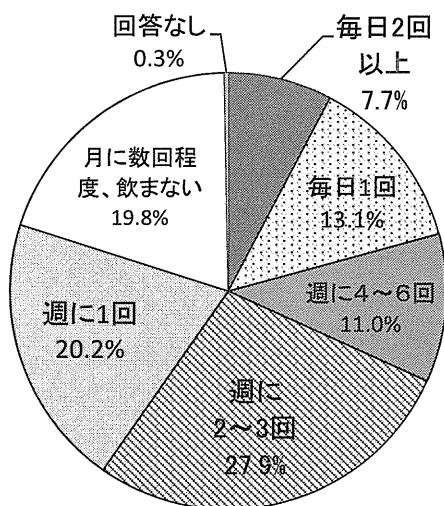
④ 自宅での調理頻度 【問5(4)】

目玉焼き程度の子どもへの食事づくりが毎日ではない世帯は約18%です。



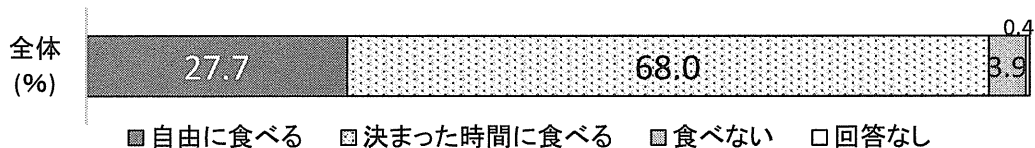
⑤ 砂糖入りジュースの摂取頻度 [本格調査のみ] 【問5(7)】

砂糖入りジュースを毎日1回以上飲む子どもは約21%です。



⑥ お菓子の摂取状況 [本格調査のみ] 【問5(8)】

お菓子を決まった時間ではなく自由に食べる子どもは約28%です。



5 子どものころについて

① 逆境を乗り越える力（自己肯定感、自己制御能力など）【問10】

逆境を乗り越える力を測る質問紙（The Devereux Student Strengths Assessment、以下 DESSA）より抜粋した8項目における合計点の分布は、以下の図のようになりました。点数が高い方が逆境を乗り越える力が低いことを意味します。

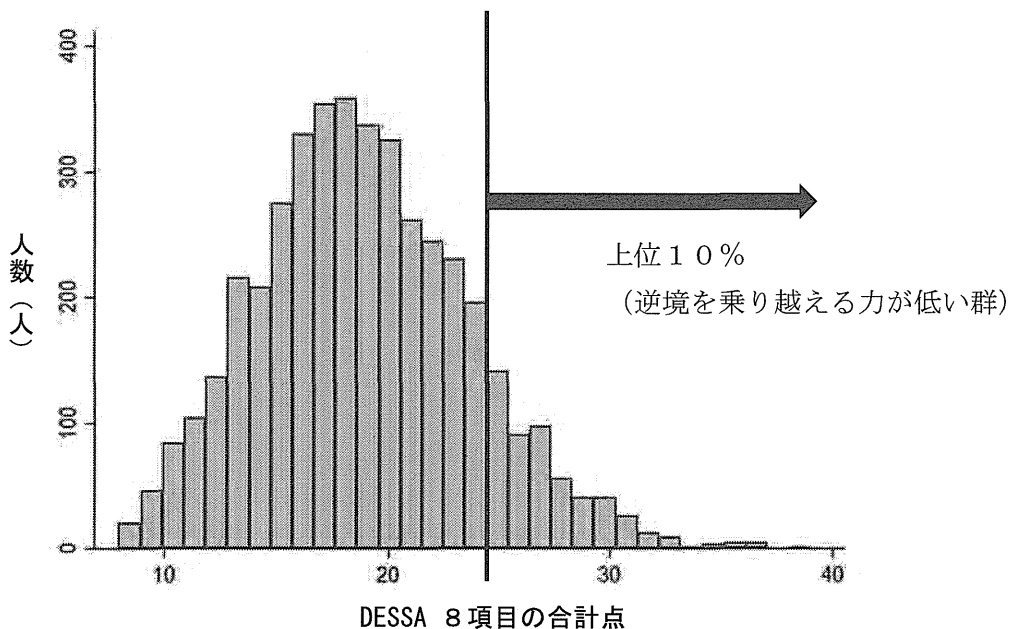
本調査では、逆境を乗り越える力が低い群について詳しい分析を行っています。

参照：P 15 夕食の摂取状況と逆境を乗り越える力

P 32 子どもの健康・生活と「生活困難」との関連
（逆境を乗り越える力）

P 37 子どもの健康、「生活困難」、相談相手の有無との関連
（4）逆境を乗り越える力

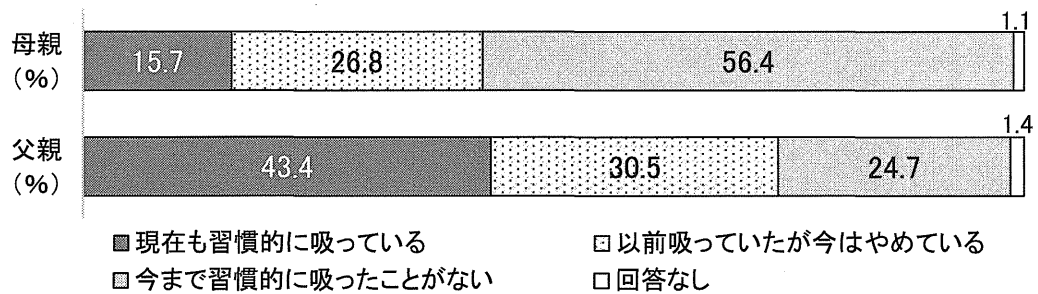
P 39 逆境を乗り越える力の低さ



6 保護者の健康・生活について

① 喫煙習慣【問11(2)】

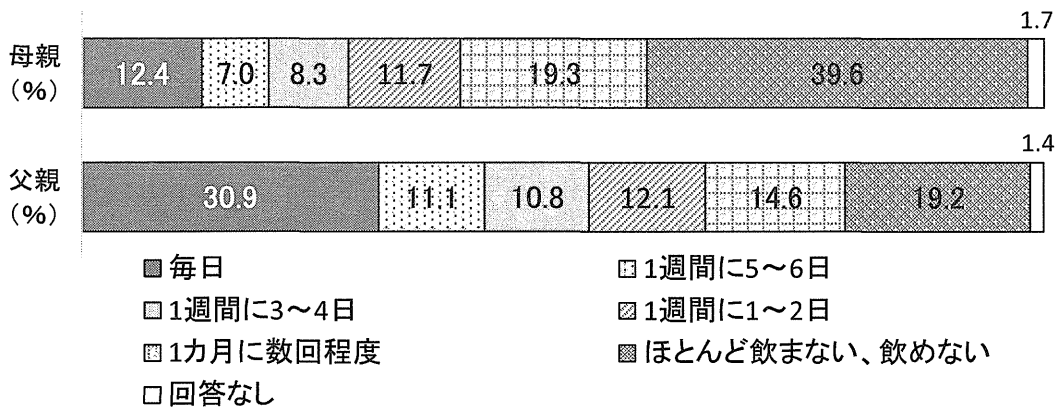
現在喫煙している母親は約16%、父親は約43%です。



※現在習慣的に喫煙している者
 30歳代女性14.3% 40歳代男性44.2%
 [出典：平成26年度国民健康・栄養調査より]

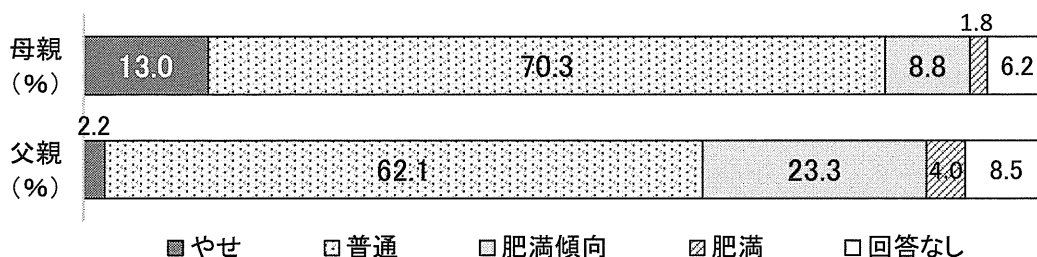
② 飲酒習慣【問11(3)】

毎日飲酒をする母親は約12%、父親は約31%です。



③ 父母の体格（BMI〔体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）〕 【問11(1)】

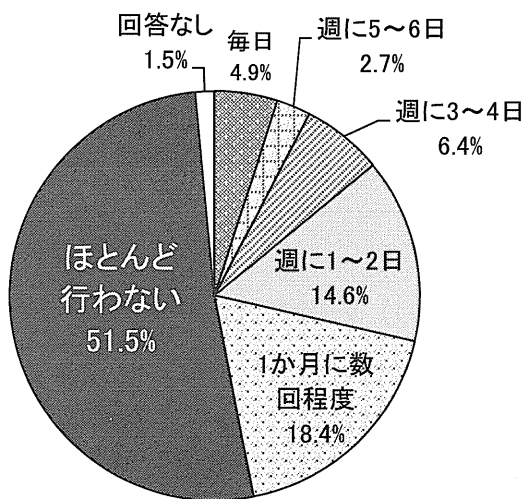
肥満及び肥満傾向の母親は約11%、やせに分類される母親は13%です。肥満及び肥満傾向の父親は約27%です。 ※BMI=Body Mass Index



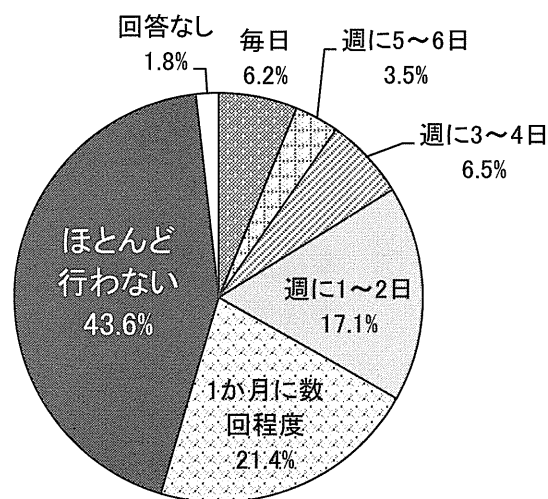
④ 運動習慣 【問11(4)】

運動習慣がない母親は約52%、父親は約44%です。

母親



父親



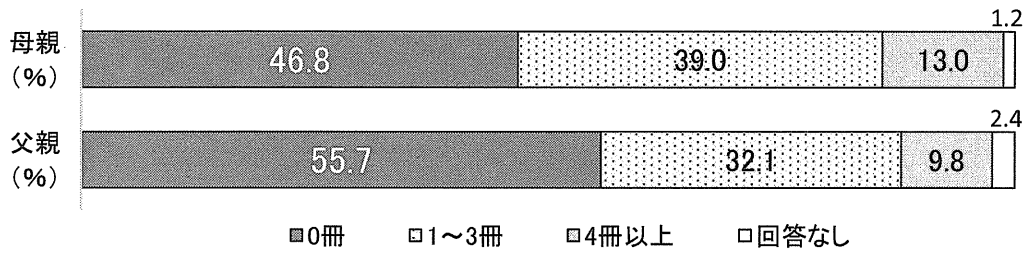
※運動習慣がない

女性47.5% 男性37.5%

[出典：2010年まちと家族の健康調査]

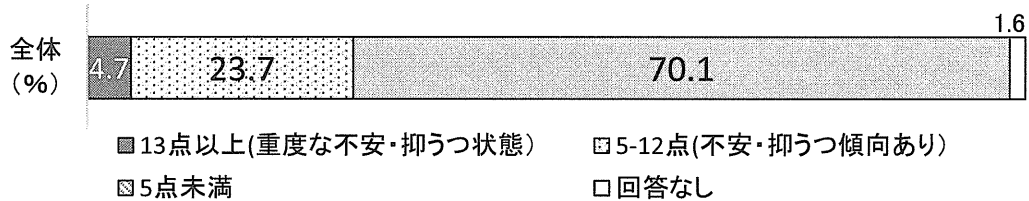
⑤ 父母の読書数 【問9(6)(イ)(ウ)】

最近過去1か月で1冊も本を読んでいない父母は約50%です。



⑥ 抑うつ傾向 【問16(4)】

抑うつ傾向を測る6つの質問 (K6 - 心のチェック表) において、抑うつ傾向があると考えられる合計点数5点以上の保護者は約28%です。



※抑うつ傾向

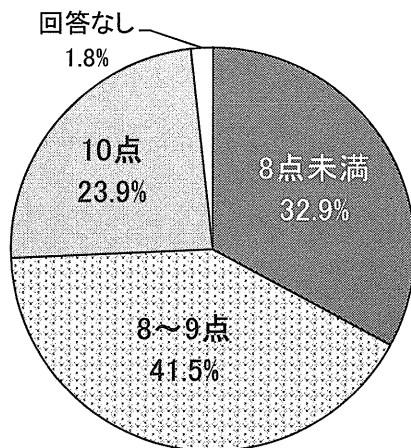
5点以上 (不安抑うつ傾向あり) の割合

20代 32.6% 30代 31.6% 40代 32.1%

[出典：平成25年度「国民生活基礎調査」(厚生労働省)]

⑦ 幸福度 【問16(2)】

幸福度10点満点中8点以上 (幸福度が高い) の保護者は約65%です。



※平均点：8点

※幸福度 (0から10点) の平均値

6.68点 (4,058人)

男女別・年齢別：30代女性 7.02点

男性 6.63点

40代女性 6.67点

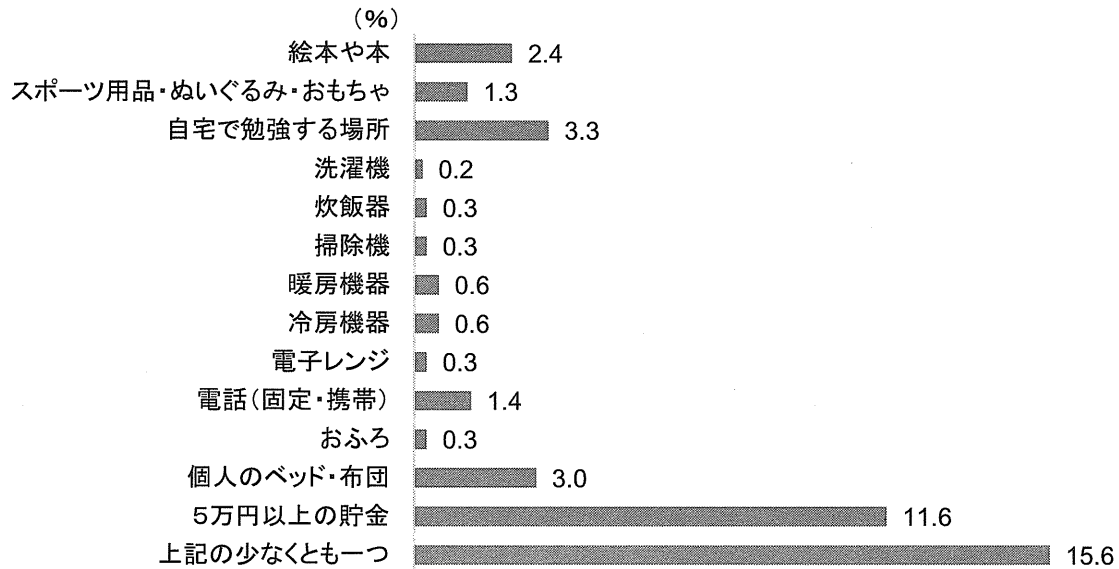
男性 6.65点

[出典：平成25年度「生活の質に関する調査」(内閣府)]

7 世帯の就業と経済状況について

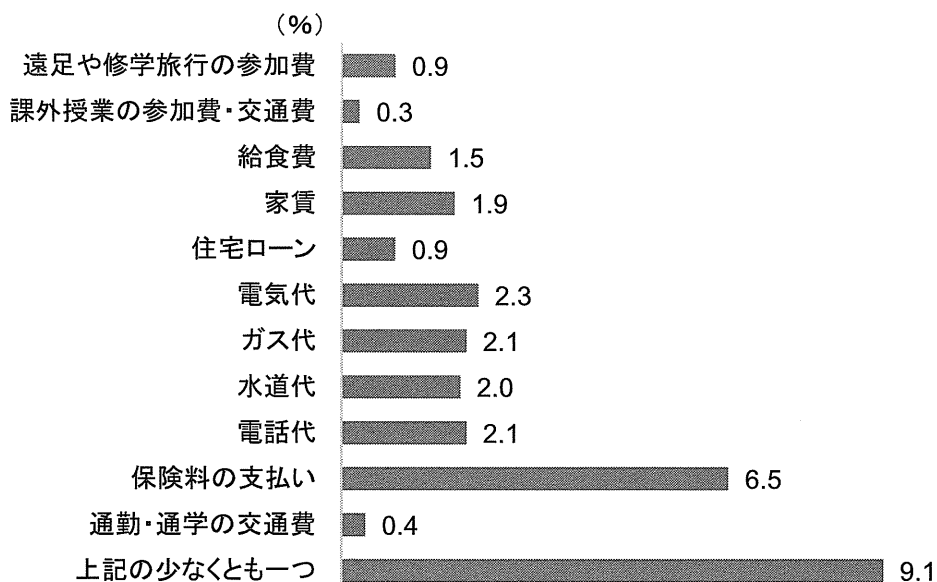
① 生活必需品の非所有 【問13(3)】

経済的理由で、子どもを育てるうえで必要と考えられる生活必需品を所有していないものが「どれかひとつでもある」と回答した世帯は、約16%です。



② ライフラインの支払い困難経験 【問13(4)】

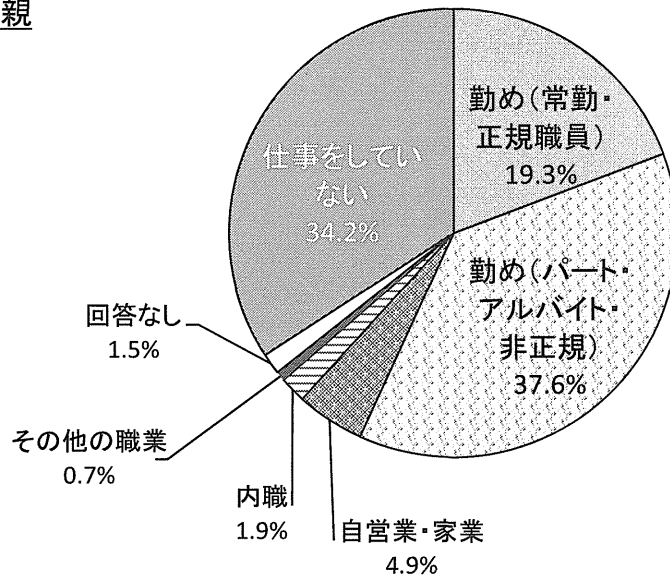
ライフライン等の支払い困難経験が「少なくとも一つはある」と答えた世帯は、約9%です。



③ 母親の就業状況【問14】

仕事をしている母親は約64%です。仕事をしていない母親は約34%で、そのうち仕事を探している母親は約18%（全体の6%）です。

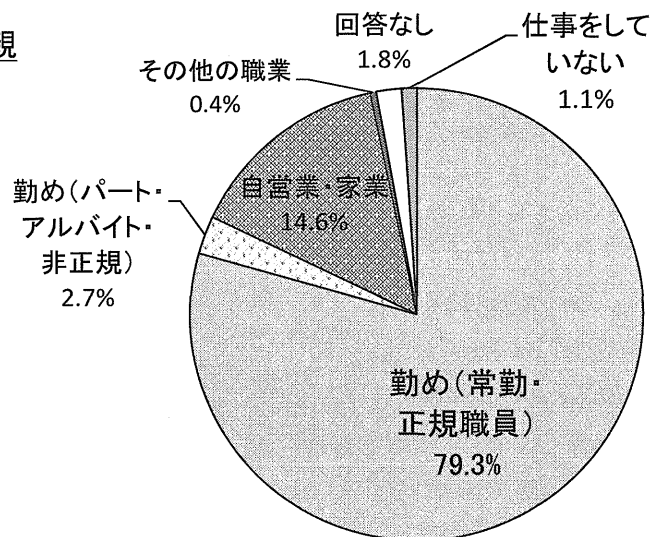
母親



④ 父親の就業状況【問14】

仕事をしている父親は約97%です。そのうち、パート・アルバイト・非正規で働く父親は約3%です。

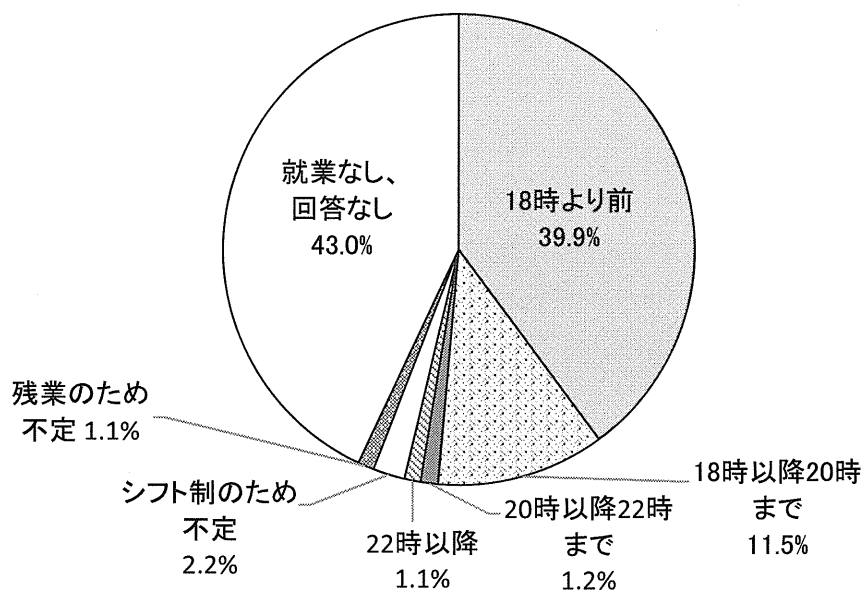
父親



⑤ 父母の帰宅時間 [本格調査のみ] 【問14(イ)】

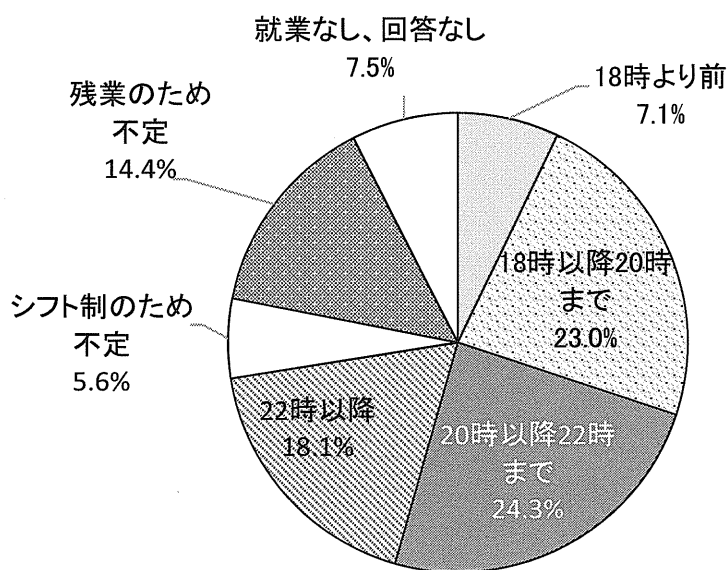
母親

18時より前に帰宅する母親は約40%、20時以降になる母親は約2%です。



父親

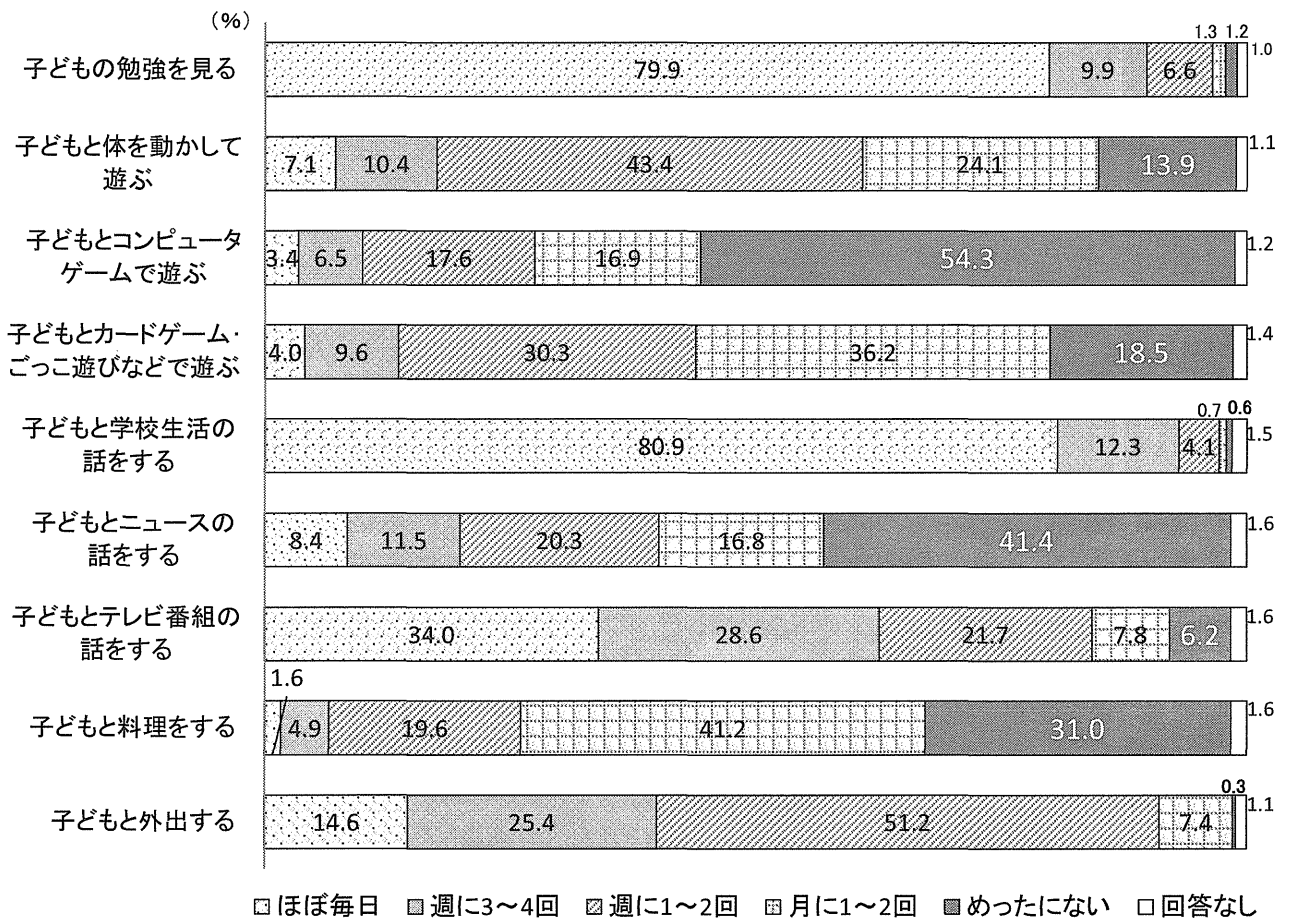
18時より前に帰宅する父親は約7%、20時以降22時までに帰宅する父親は約24%です。また、残業のため帰宅時間が決まっていない父親は約14%です。



8 保護者の子どもへの関わりについて

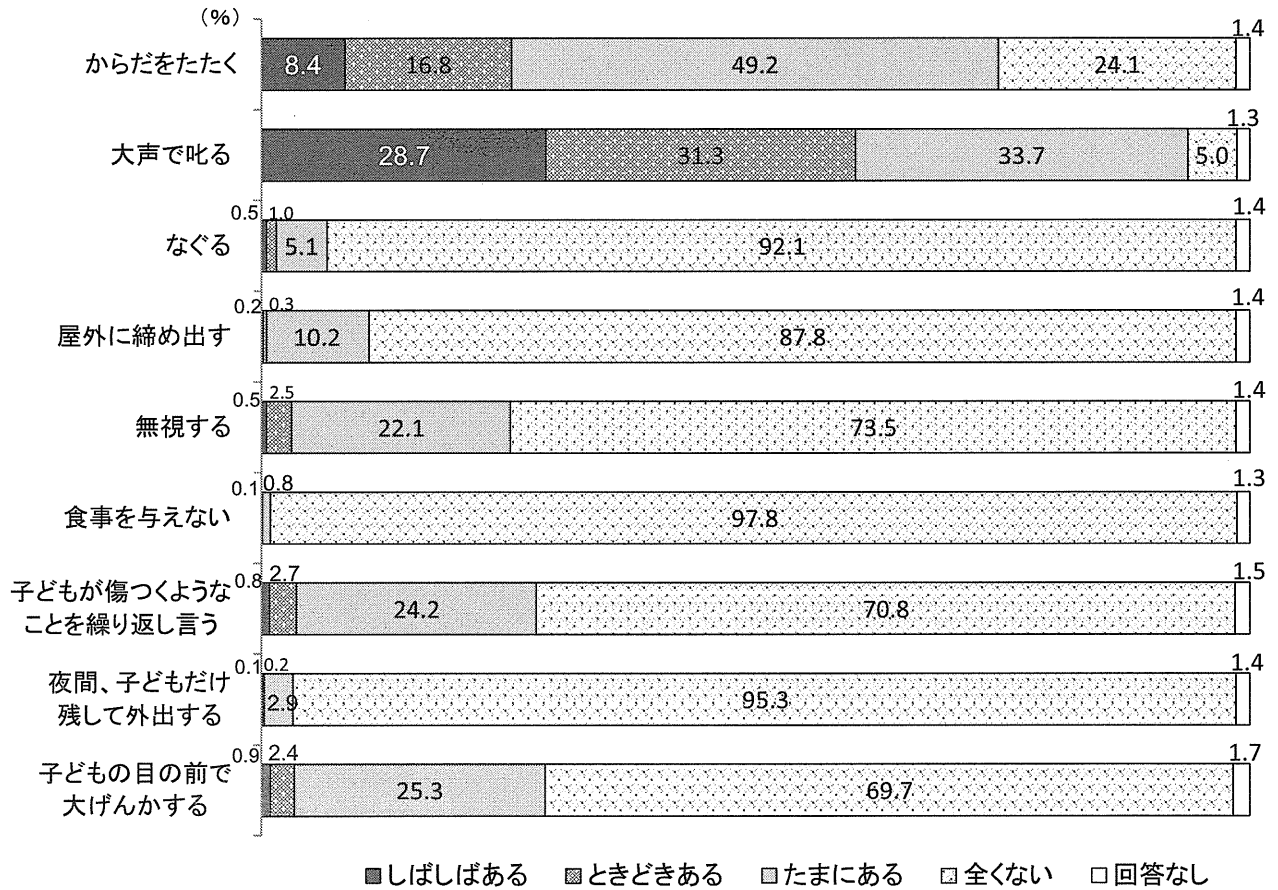
① 子どもとの関わり（その1）【問15(1)】

子どもとの関わりの中で、ほぼ毎日「子どもの勉強を見る」世帯は約80%です。「子どもとニュースの話をする」ことがめったにない世帯は、約41%です。



② 子どもとの関わり（その2） 【問15(2)】

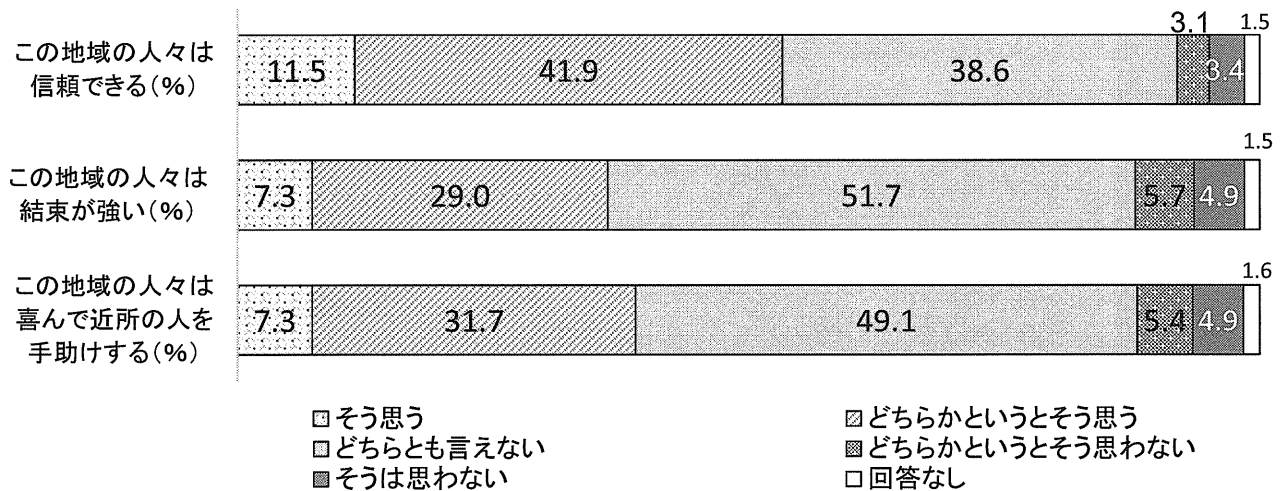
「大声で叱る」ことが、しばしばある及びときどきある保護者は60%です。「夜間、子どもだけ残して外出する」ことがある保護者は約3%です。



9 保護者と地域とのつながりについて

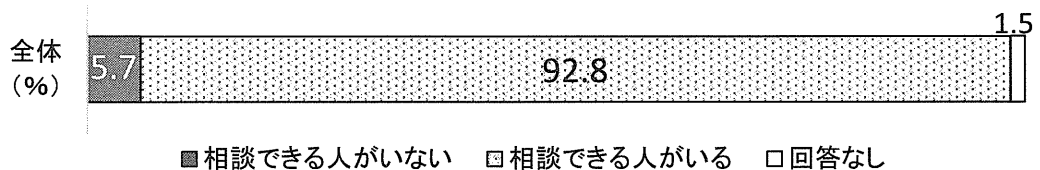
① 地域とのつながり 【問16(3)】

地域（同じ町内会くらいの範囲）の人々を信頼できると回答した保護者は、約53%です。この地域の人々は結束が強いと回答した保護者は約36%です。



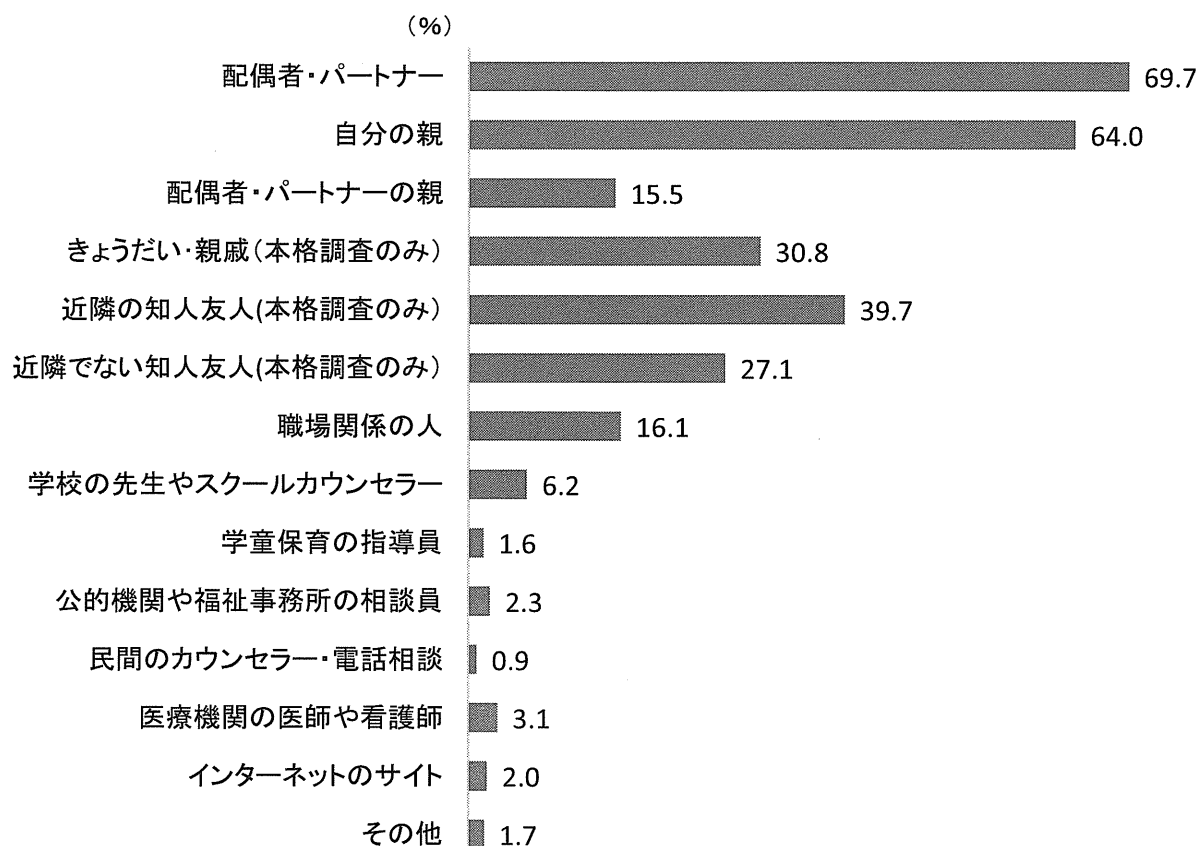
② 相談相手の有無 【問16(5)】

本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいない保護者は約6%です。



③ 相談相手 【問16(5)(ア)】

困ったときの相談相手は、配偶者・パートナーが約70%、次いで自分の親が64%、近隣に住む知人や友人が約40%です。また、民間のカウンセラー・電話相談を選んだ人は最も少なく約1%です。



第3章 子どもの健康・生活と

「生活困難」についての詳しい分析

1 「生活困難」の定義

(1) 「生活困難」の定義

本調査では、子どもの貧困状態を家庭の経済的な困窮だけでなく家庭環境全体で把握すべきであると考え、①世帯年収300万円未満、②生活必需品の非所有（子どもの生活において必要と思われる物品や5万円以上の貯金がない等）、③支払い困難経験（過去1年間に経済的理由でライフラインの支払いができなかったこと）のいずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義しました。

要素① 世帯年収300万円未満

経済状況から「生活困難」を把握するもので、世帯人数にかかわらず、世帯年収300万円未満と定義しました。300万円を基準とする根拠は3つあります。

1つ目は、生活保護基準から捉えた視点です。生活保護を受給している母子世帯（母30代、子小学1年生）を想定した場合、その年収は生活保護基準に基づき算定すると272万円相当となり、300万円未満の年収層で経済的な「生活困難」を把握することが妥当と考えられました。

2つ目は、世帯の可処分所得から捉えた視点です。同じく母子世帯（母30代、子小学1年生）において、300万円の年収がすべて給与収入と考えたとき、税や社会保障費を引いて児童手当等を加味すると、世帯の可処分所得は303万円程度と類推されました。世帯人数が増えれば経済的困窮度はさらに増すため、300万円を基準と設定することは妥当と考えられます。

3つ目は、生活必需品の非所有と支払い困難経験を年収から比較した視点です。世帯年収200万円と300万円で生活必需品の非所有、ライフラインの支払い困難経験の割合を比較したところ、ほとんど差がありませんでした。つまり、200万円を基準にすると、多くの「生活困難」層を取りこぼすおそれがあると考えられます。

以上3点から、本調査では国民生活基礎調査で用いられる、いわゆる「相対的貧困（率）」（※）の算出方法からではなく、世帯年収から経済的な困窮度を把握することとし、その基準を世帯年収300万円未満と設定しました。

※ 「相対的貧困（率）」とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。貧困線とは、等価可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

要素② 生活必需品の非所有

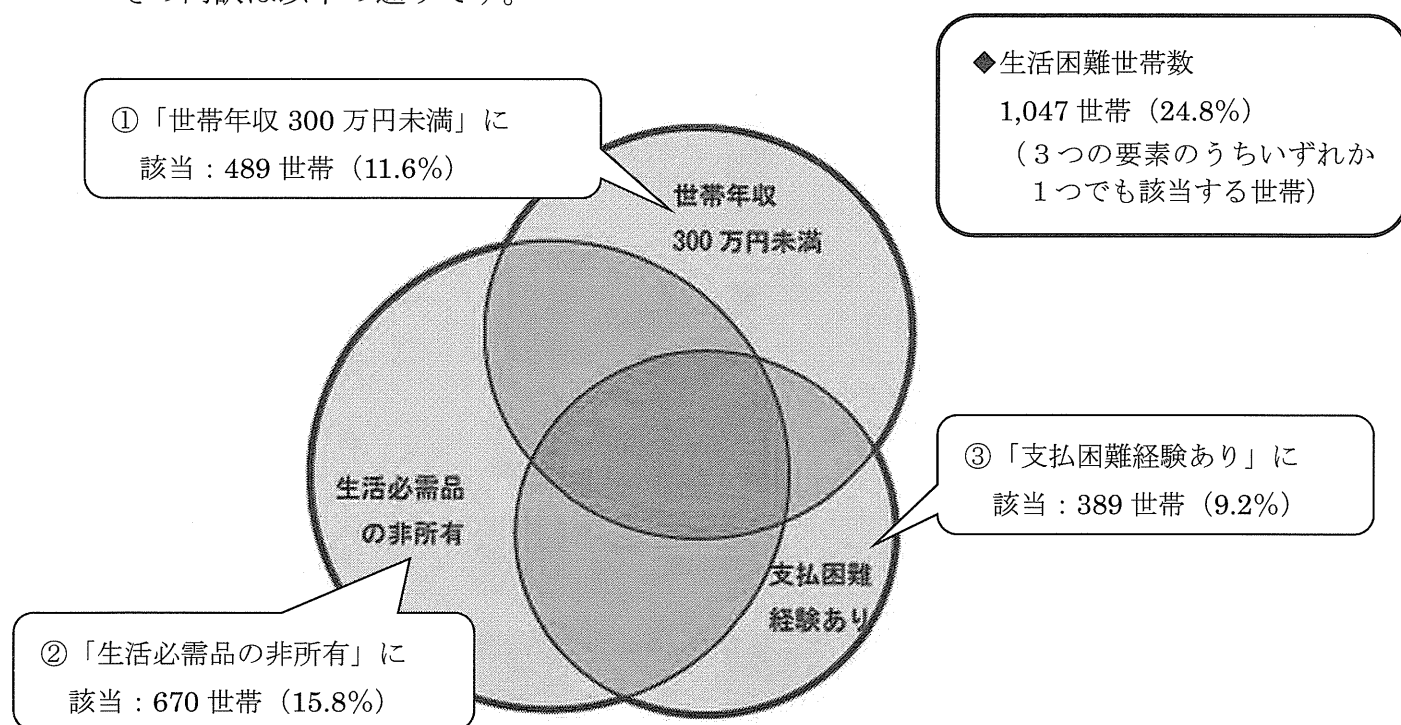
生活必需品の非所有も子どもの貧困状態を捉えるもので、「生活困難」を定義する要素の1つとしました。子どもの生活に必要なと思われる環境（自宅で宿題ができる場所等）、物品（本やおもちゃ等）、いざというときに対処できるだけの貯金（5万円以上）等がない状況で把握しました（P 21 参照）。

要素③ 支払い困難経験

ライフライン等の支払い困難経験についても、水や電気、公的な健康保険など、生活に必要なものが途絶えかねない状況に陥っているかどうかを把握できるため、「生活困難」を定義する要素の1つと捉えました（P 21 参照）。

（2）「生活困難」を定義付ける各要素の割合

「生活困難」を定義付ける3つの要素について、そのいずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義しました。したがって、この3つの要素に対する質問すべてに答えなかった62世帯を除く、4,229世帯を対象とし、その内訳は以下の通りです。



要素① 「世帯年収300万円未満」に該当する世帯数： 489世帯（11.6%）

要素② 「生活必需品の非所有」に該当する世帯数： 670世帯（15.8%）

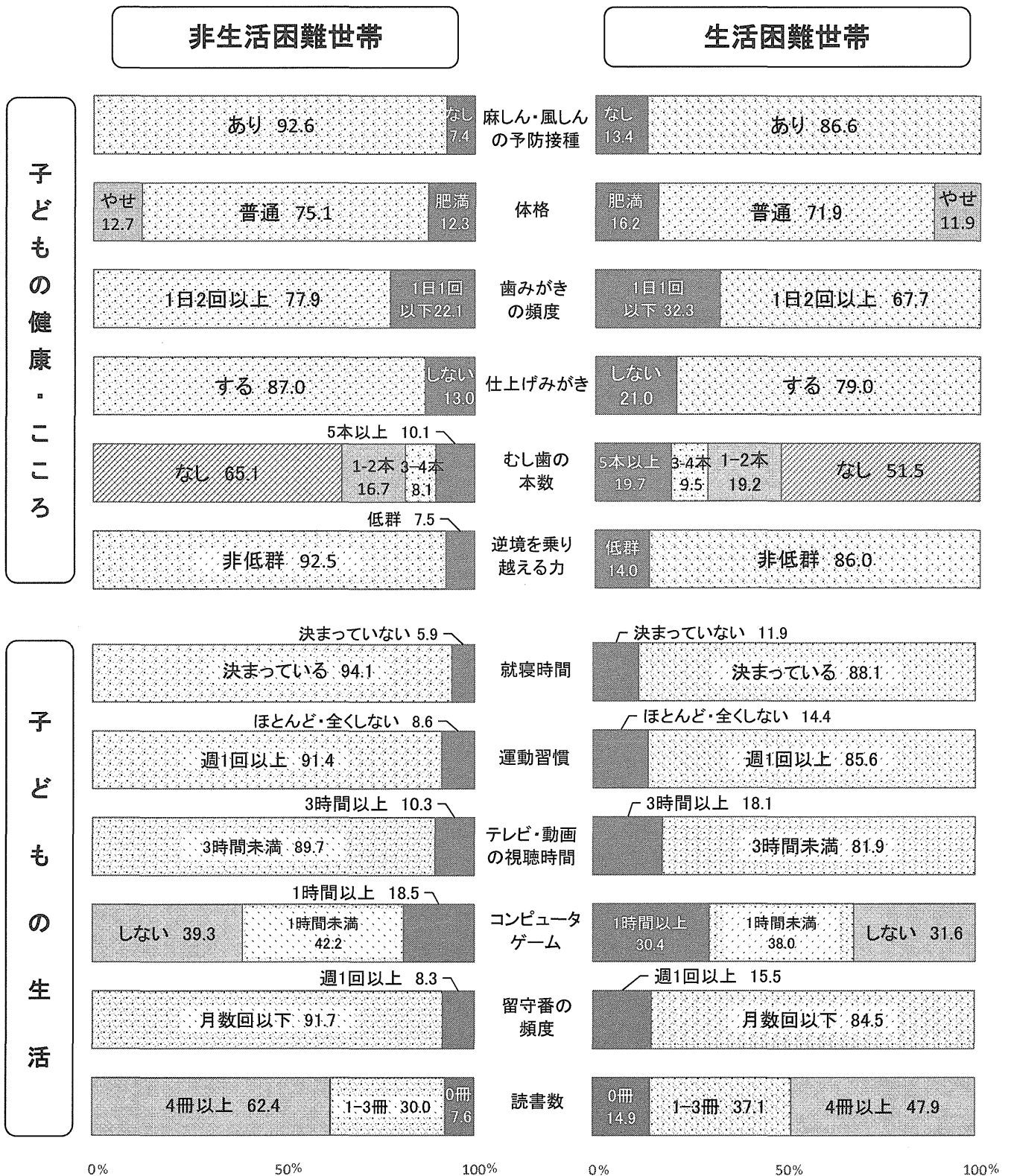
要素③ 「支払困難経験あり」に該当する世帯数： 389世帯（9.2%）

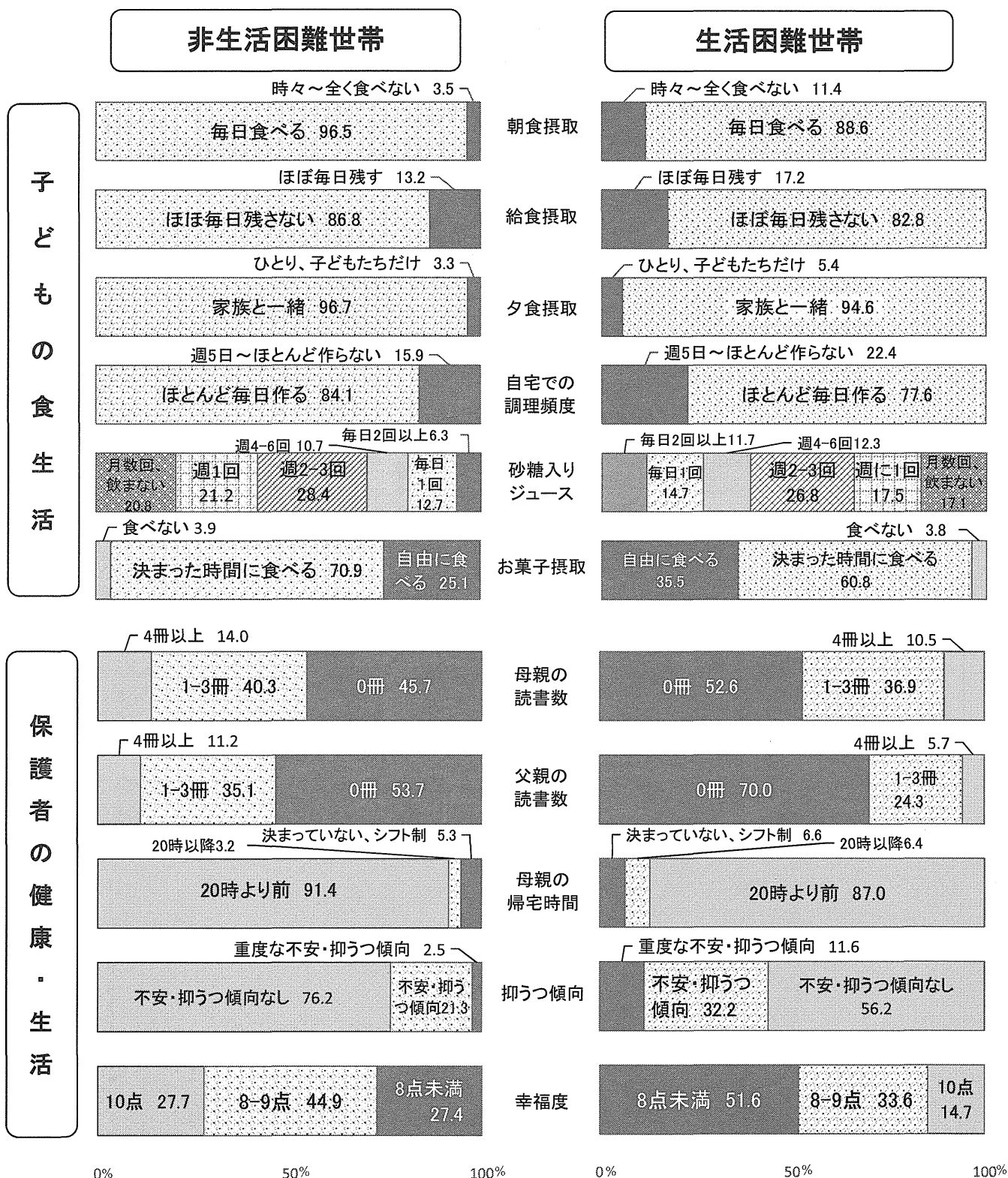
◆「生活困難」世帯数（3つの要素のうちいずれか1つでも該当する世帯数）：

1,047世帯（24.8%）

2 子どもの健康・生活と「生活困難」との関係

子どもの健康・生活に生活困難がどの程度関連があるかを調べるために、健康・生活に関する項目について、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

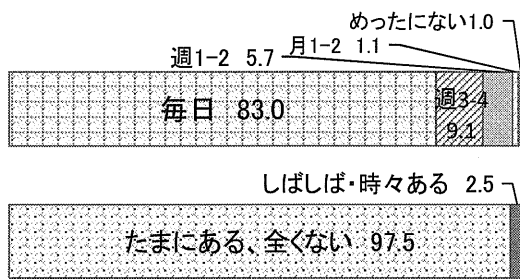




非生活困難世帯

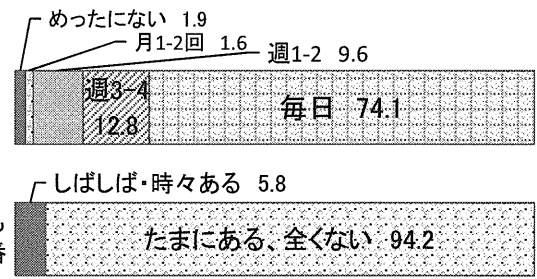
生活困難世帯

保護者の子どもへの関わり

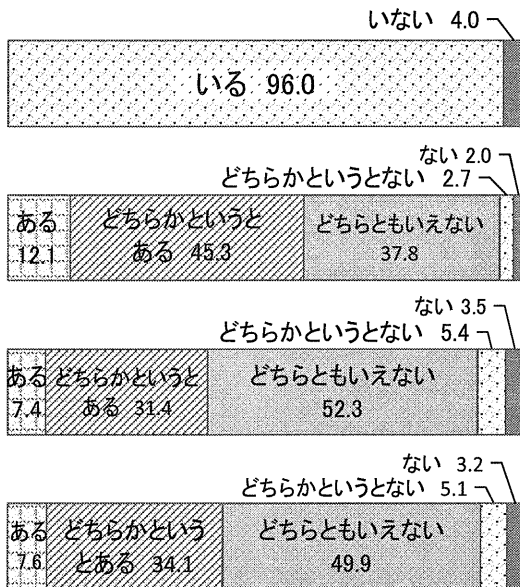


子どもの勉強を見る頻度

夜間に子どもだけで留守番



保護者の地域とのつながり

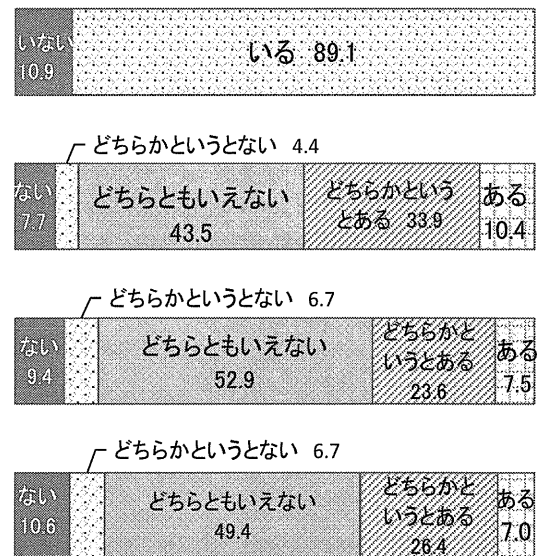


相談相手

地域への信頼

地域の結束

地域の助け合い



0%

50%

100%

0%

50%

100%

3 子どもの健康、「生活困難」、相談相手の有無との関連

保護者が困ったときに相談できる相手の有無と、非生活困難・生活困難についてグループ分けをすると、以下の表の通りです。

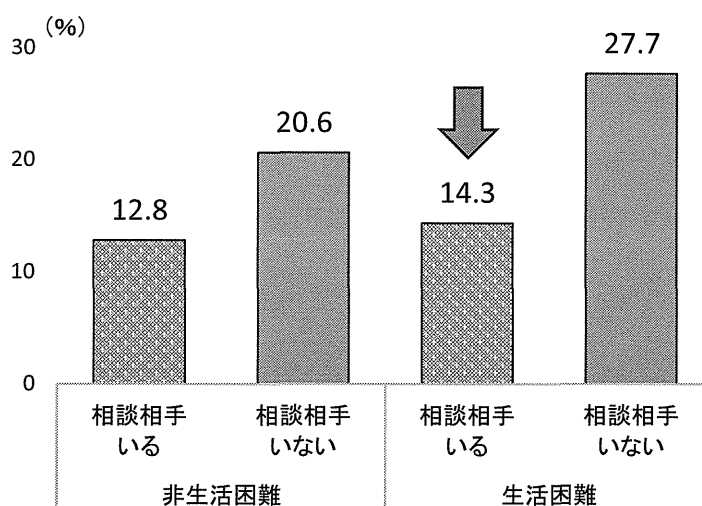
	相談相手		計
	有(いる)	無(いない)	
非生活困難	3,041 人 (72.4%)	126 人 (3.0%)	3,167 人
生活困難	922 人 (21.9%)	113 人 (2.7%)	1,035 人
計	3,963 人	239 人	4,202 人 (100%)

次に、このグループごとで子どもの健康がどのように異なるかについて検討しました。

(1) 思いやりや気づかいなどこころの発達

思いやりや気づかいなどこころの発達が懸念される子どもの割合を見ると、生活困難であっても保護者に相談相手がいるグループは、非生活困難で保護者に相談相手がないグループより少なくなっています。

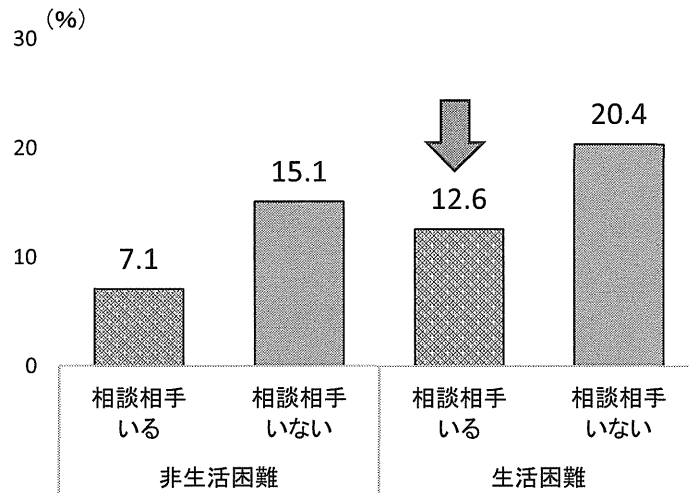
思いやりや気づかいなどこころの発達が
懸念される子どもの割合



(2) 麻しん・風しんの予防接種（自己負担なし）

麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種（自己負担なし）をしていない子どもの割合を見ると、生活困難であっても保護者に相談相手がいるグループは、非生活困難で保護者に相談相手がないグループより少なくなっています。

麻しん・風しん混合ワクチン（自己負担なし）
未接種の子どもの割合



(3) インフルエンザの予防接種（自己負担あり）

インフルエンザワクチンの予防接種（自己負担あり）をしていない子どもの割合を見ると、生活困難で保護者に相談相手がないグループが最も高くなっています。

インフルエンザワクチン未接種の子どもの割合

